

草津市公報

発行日 令和4年2月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 3 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 告 示

公金の収納事務の委託について(会計課) 2

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱(子ども・若者政策課) 2

令和3年度草津市一般会計補正予算の要領について(総務課) 3

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護扶助のための介護担当機関の指定について(生活支援課) ... 4

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための介護担当機関の指定について(生活支援課) 4

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の管理者変更の届出について(生活支援課) 4

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の管理者変更の届出について(生活支援課) 5

生活保護法第55条の規定に基づく医療扶助のための施術担当機関の指定について(生活支援課) 5

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための施術担当機関の指定について(生活支援課) 6

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課) 6

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課) 6

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について(生活支援課) 6

草津市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱(子ども・若者政策課) 7

草津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱(幼児施設課) 15

公印の新調について(総務課) 18

公示送達について(介護保険課) 18

公示送達について(納税課) 19

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(幼児施設課) 21

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(幼児施設課) 21

◎ 公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について(農林水産課) 23

条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) 24

草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について(農林水産課) 26

草津市森林整備計画(案)の公告について(農林水産課) 27

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 27

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 28

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 28

都市計画決定案の縦覧について（都市計画課）29

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）29

◎ 水道事業管理規程

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程（上下水道総務課）29

◎ 上下水道事業告示

公金の収納事務の委託について（上下水道総務課）30

草津市指定下水道工事店の営業所の異動について（上下水道総務課）30

告示

草津市告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により公金の収納事務を委託するので、同条第2項および草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第19条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

草津市長 橋川 渉

1 受託者の住所および名称

- (1) 所在地 滋賀県大津市浜町1番38号
- (2) 名称 しがぎん代理店株式会社

2 委託事務の内容

地方自治法施行令第158条第1項および第158条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80条）第114条ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定による歳入およびその他徴収金の収納の事務

3 委託期間

令和4年1月17日から令和5年3月31日まで

4 収納の方法

- (1) 現金による収納
- (2) 証券による収納（地方自治法施行令第156条に該当するものに限る。）
- (3) 口座振替による収納

（令和4年1月17日掲示済み）

草津市告示第13号

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年1月24日

草津市長 橋川 渉

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策

を行いながら、業務を継続的に実施するための環境整備を図るため、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を実施する者が業務のICT化やオンライン研修等を行うために必要な経費に対し、草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「児童育成クラブ」とは、児童福祉法第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業の届出を行った施設をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）第3条の指定管理者および草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付決定を受けて、児童育成クラブを運営する者とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。

（交付申請書の添付書類）

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金所要額調書（別記様式第1号）
- (2) ICT機器の導入等の仕様および経費の明細が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告書の添付書類）

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度4月10日までとし、次に掲げる書類を添付するも

のとする。

- (1) 草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金実績額調書（別記様式第2号）
- (2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類（関係書類の保管等）

第7条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年度から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年1月24日から施行し、令和3年4月1日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

補助要件および補助対象経費	補助基準額
児童育成クラブにおける利用児童等の入退室の管理やオンライン会議等に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費および都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費。ただし、令和4年3月31日までに納品が完了しているものに限る。	1 支援単位あたり 年額500,000円

（令和4年1月24日揭示済み）

別記

様式第1号（第5条第1号関係）

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金所要額調書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第2号（第6条第1号関係）

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金実績額調書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

草津市告示第14号

令和4年1月21日開会の草津市議会臨時会において議決を経た令和3年度草津市一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和4年1月24日

草津市長 橋川 渉

- 1 予算題目一覧
令和3年度草津市一般会計補正予算（第10号）
- 2 要領 略

（令和4年1月24日揭示済み）

草津市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年1月24日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
あすなろ薬局	草津市下笠町76-6	あすなろ薬局	草津市下笠町76-6	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和3年 12月1日

(令和4年1月24日揭示済み)

草津市告示第16号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護支援給付のための介護を担当する機関として次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年1月24日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
あすなろ薬局	草津市下笠町76-6	あすなろ薬局	草津市下笠町76-6	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和3年 12月1日

(令和4年1月24日揭示済み)

草津市告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第

1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののう

ち、次のものから管理者について変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年1月24日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	名称	変更年月日	管理者		住所
			旧	新	
2540600794	ユタカ薬局南草津Ⅱ	令和3年1月1日	亀井 麻央	亀田 里紗子	滋賀県草津市野路町659-1

(令和4年1月24日揭示済み)

草津市告示第18号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから管理者について変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年1月24日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	名称	変更年月日	管理者		住所
			旧	新	
2540600794	ユタカ薬局南草津Ⅱ	令和3年1月1日	亀井 麻央	亀田 里紗子	滋賀県草津市野路町659-1

(令和4年1月24日揭示済み)

草津市告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年1月25日

草津市長 橋川 渉

施術者氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
池田 龍一	りゅう鍼灸院	草津市上笠二丁目11-1 ニューハイツ2-5号室	令和4年1月7日

(令和4年1月25日揭示済み)

草津市告示第20号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定に基づき、医療支援給付のための施術を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年1月25日

草津市長 橋川 渉

施術者氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
池田 龍一	りゅう鍼灸院	草津市上笠二丁目11-1 ニューハイツ2-5号室	令和4年1月7日

(令和4年1月25日揭示済み)

草津市告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年1月25日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 結笑	草津市草津三丁目3-15	令和4年1月5日

(令和4年1月25日揭示済み)

草津市告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年1月25日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人駒野会 南草津 婦人科 まりこクリニック	草津市野路一丁目13番5号 南草津アクシスビル3階	令和4年1月19日

(令和4年1月25日揭示済み)

草津市告示第23号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年1月25日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人駒野会 南草津 婦人科 まりこクリニック	草津市野路一丁目13番5号 南草津アクシスビル3階	令和4年1月19日

(令和4年1月25日揭示済み)

草津市告示第24号

草津市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年1月26日

草津市長 橋川 渉

草津市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う事業所「児童育成クラブ」で働く職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施する事業について、予算の範囲内において草津市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について（令和3年12月23日付け子発第1223第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）の別紙に定める「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づく事業とする。

(補助対象事業の要件)

第3条 補助対象事業は、国実施要綱に基づく事業実施期間において、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付を受けている事業者が実施する国実施要綱の「5 事業の要件」を満たすものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表に定める対象経費と基準額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（別記様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日までとする。

- (1) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書（別記様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	基準額	対象経費
放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数 ※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヵ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヵ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。 なお、「賃金改善対象者数」については令和4年2月1日現在で児童育成クラブに勤務している職員により算出すること。 ただし、3月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費のうち市長が認める経費

別記

様式第1号（第5条第1号関係）

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

市町村名： _____

児童育成クラブ名（支援の単位名）： _____

1. 補助額

① 事業実施期間	年 月 ~ 年 月
② 補助金額（令和3年度）	円
③ 補助金額（令和4年度）	円
④ 補助額合計（②+③）	円

2. 賃金改善額

令和3年度	
⑤ 賃金改善見込額	円
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
令和4年度	
⑦ 賃金改善見込額	円
⑧ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	円
⑨ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑩ 賃金改善等見込額合計（⑤+⑥）+（⑦+⑧）	円
⑪ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
⑫ 本事業による賃金改善の令和4年10月分以降の継続の有無	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

児童育成クラブ名（支援単位名）： _____

代表者名： _____

様式第1号(第5条第1号関係) 別紙1

賃金改善内訳(職員別内訳)

児童育成クラブ名(支援の単位名)

(令和4年度)

No.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助率面(月額)	④常勤職員数	非常勤職員数(常勤換算)		⑤1ヶ月当たりの勤務時間数	⑥1ヶ月当たりの勤務時間別の割合	⑦常勤換算値	⑧賃金改善実施月数	⑨補助本額(③×⑥or⑦×⑧)	⑩賃金改善額(令和4年度の総額)		⑪賃金改善に半定額制度等の導入による賃金部分の割合	⑫1月当たりの平均賃金改善額	⑬備考					
						⑧1ヶ月当たりの勤務時間数	⑧2ヶ月以上の勤務時間						⑩基本給又は手当	⑩その他								
合計																						

※児童育成クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者(職種問わず、経営に携わる法人の役員を除く。)を記載すること。

様式第2号（第6条第1号関係）

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書

市町村名： _____

児童育成クラブ名（支援の単位名）： _____

1. 補助額

① 事業実施期間	年 月 ~ 年 月
② 補助金額（令和3年度）	円
③ 補助金額（令和4年度）	円
④ 補助額合計（②+③）	円

2. 賃金改善額

令和3年度	
⑤ 賃金改善額	円
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
令和4年度	
⑦ 賃金改善額	円
⑧ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善額	円
⑨ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑩ 賃金改善等額合計（⑤+⑥）+（⑦+⑧）	円
⑪ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
⑫ 本事業による賃金改善の令和4年10月分以降の継続の有無	

※黄色のセルについて記入をお願いいたします。

※賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

児童育成クラブ名（支援の単位名）： _____

代表者名： _____

様式第2号(第6条第1号関係) 別紙1

賃金改善内訳(職員別内訳)

児童育成クラブ名(支店の単位名)

(令和4年度)

NO.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③増減員数(月給)	④常勤員数	非常勤員数(非常勤換算)			⑤1ヶ月当たりの勤続時間数	⑥1ヶ月当たり常勤の1ヶ月当たりの勤続時間数	⑦常勤換算値	⑧賃金改善実施月数	⑨補助率率額 (⑩×⑪)× (⑫)	⑭賃金改善額(令和4年度の総額)			⑮1月当たりの平均賃金改善額	⑯備考
						⑪基本給	⑫賞与	⑬その他						①基本給又は決まっております月支払う 給与	②基本給又は決まっております月支払う 給与	③その他		

※児童育成クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者(職種問わず、非常勤を含み、経歴に携わる法人の役員を除く。)を記載すること。

草津市告示第25号

草津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年1月26日

草津市長 橋川 涉

草津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、市内に所在する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する特定教育・保育施設または同法第29条に規定する特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。以下同じ。）の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施する事業について、予算の範囲内において草津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、特定教育・保育施設等が実施する保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について（令和3年12月23日付け府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別紙に定める「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づく事業とする。

(補助対象事業の要件)

第3条 補助対象事業は、特定教育・保育施設等が実施する国実施要綱の「5. 賃金改善等の要件」を満たすものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知）の別紙に定める「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交

付要綱」別表保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の項に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（別記様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日までとする。

(1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書（別記様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条第1号関係）

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	年 月 ~ 年 月
令和3年度	
② 補助見込額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
④ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助見込額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
⑦ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助見込額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善見込額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③ 賃金改善見込額	0円
④ 基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤ 基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日
 事 業 者 名
 代 表 者 名

様式第2号(第6条第1号関係)

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書

年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	年 月 ~ 年 月
令和3年度	
② 補助実績額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
④ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助実績額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
⑦ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助実績額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助実績額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助実績額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善実績額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③ 賃金改善実績額	0円
④ 基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤ 基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

※ 賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日
 事 業 者 名 _____
 代 表 者 名 _____

(令和4年1月26日揭示済み)

草津市告示第26号

公印の新調について

公印を新調するので、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年1月27日

草津市長 橋川 渉

1 新調印

(1) 草津市臨時特別給付金推進室長之印



用途 草津市臨時特別給付金推進室長名をもって発する文書用

開始日 令和4年1月1日

(令和4年1月26日揭示済み)

草津市告示第27号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年2月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 介護保険料額変更決定通知書

令和3年度 第7期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年2月8日に送達があったものとみなす。

令和3年度介護保険料額変更決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	ビエラ アルベルト	草津市東草津二丁目2番15号

令和3年度第7期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
2	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
3	北川 基寛	草津市野村六丁目4番24号 グレースマンション1 6号
4	平尾 忠孝	草津市野路東五丁目25番22-206号 マリーベルハイツA棟
5	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号

(令和4年2月1日揭示済み)

草津市告示第28号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年2月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 12件
- (2) 国民健康保険税督促状 48件
- (3) 市・県民税特別徴収督促状 4件
- (4) 配当計算書（謄本） 8件
- (5) 差押解除通知書 1件

計73件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年2月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

Table with 5 columns: 件数, 氏名, 住所, 市・県民税, 国民健康保険税. Lists 48 entries of individuals with their addresses and tax status.

市県民税特別徴収督促状 公示送達者名簿

Table with 5 columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Lists 4 entries for special collection notices.

配当計算書(贈本) 公示送達者名簿

Table with 5 columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Lists 8 entries for dividend calculation notices.

差押解除通知書 公示送達者名簿

Table with 5 columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Lists 1 entry for debt release notice.

(令和4年2月1日揭示済み)

草津市告示第29号

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年2月1日

草津市長 橋川 渉

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱（令和2年草津市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表補助金の額の欄中「年額2,264,000円」を「年額3,111,000円」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

（令和4年2月1日掲示済み）

草津市告示第30号

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年2月1日

草津市長 橋川 渉

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱（平成29年草津市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「月額50,000円」を「月額45,000円」に改める。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記

様式第1号(第4条第1号関係)

草津市保育体制強化事業補助金所要額調査

施設名称

(1) 保育支援者の配置

職名	氏名	園外活動時の見守り等の実施の有無	配置月①	配置月数②	1か月あたりの職員給与等の支給額				賞与等⑦	年間給与等支給予定総額③(②*⑤+⑦)	寄付金その他収入額④	差引額⑩	交通安全に関する講習会等の修了(予定) 日
					本俸③	諸手当④	法定福利費等⑤	合計⑥					
											合計⑪		

補助基準額⑫	補助所要額⑬	補助金申請額⑭

(2) 児童の園外活動時の見守り等(キッズガード)

職名	氏名または団体名	配置月①	配置月数②	1か月あたりの支給額			年間給与等支給予定総額⑥(②*⑤)	寄付金その他収入額⑦	差引額⑧
				謝金③	委託料④	合計⑤			
								合計⑨	

補助基準額⑯	補助所要額⑰	補助金申請額⑱

様式第2号(第4条第2号関係)

草津市保育体制強化事業補助金所要額明細書

施設名称

(1) 保育支援者の配置

ア

氏名	対象経費の支払出額	補助基準額	保育支援者配置年月日	保育支援者配置数	保育支援者配置月の保育士数	保育支援者を配置した前年同月の保育士数	保育支援者配置月の保育士以外の職員数	保育支援者を配置した前年同月の保育士以外の職員数
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

氏名	対象経費の支払出額	補助基準額	保育支援者配置年月日	保育支援者配置数	保育支援者配置月の保育士数	保育支援者を配置した前年同月の保育士数	保育支援者配置月の保育士以外の職員数	保育支援者を配置した前年同月の保育士以外の職員数
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

(記載上の注意)

- 1.②③欄において、前年同月の実績がない場合、「前年度同月」を「保育所開所月」と読み替えること。
- 2.⑧欄の保育士以外の職員数には保育支援者は含まない。
- 3.補助対象となる保育支援者が複数の場合で、配置した月が異なる場合、保育支援者毎に①～⑨欄を記入すること。

イ アの条件を満たさない場合

氏名	対象経費の支払出額	補助基準額	保育支援者配置年月日	保育支援者配置数	保育支援者配置月の保育士数	保育支援者配置月の児童の定員数	保育支援者を配置した前年同月の保育士数	保育支援者を配置した前年同月の児童の定員数	保育支援者配置月の保育士以外の職員数	保育支援者を配置した前年同月の保育士以外の職員数
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
							保育支援者配置月の児童の定員数に対する保育士の数の割合	保育支援者配置月の児童の定員数に対する保育士以外の職員数の割合	保育支援者配置月の児童の定員数に対する保育士以外の職員数の割合	保育支援者配置した前年同月の児童の定員数に対する保育士以外の職員数の割合
							⑫	⑬	⑭	⑮

(記載上の注意)

- 1.②③⑩欄において、前年同月の実績がない場合、「前年度同月」を「保育所開所月」と読み替えること。
- 2.⑧欄の保育士以外の職員数には保育支援者は含まない。
- 3.補助対象となる保育支援者が複数の場合で、配置した月が異なる場合、保育支援者毎に①～⑩欄を記入すること。

(2) 児童の園外活動時の見守り等

氏名または団体名	対象経費の支払出額	補助基準額
①	②	③

様式第3号(第5条第1号関係)
草津市保育体制強化事業補助金精算額調査
施設名称

(1) 保育支援者の配置

職名	氏名	園外活動時の見守り等の実施の有無	配置月①	配置月数②	職員給与総額				賞与等⑦	年間給与等支給総額⑧ (②*⑥+⑦)	寄付金その他収入額⑨	差引額⑩	交通安全に関する講習会等の修了(予定)口	
					本体③ (総額)	請手当④ (総額)	法定福利費等⑤ (総額)	合計⑥						
											合計⑪			

補助基準額⑫	補助所要額⑬	補助金額⑭

(2) 児童の園外活動時の見守り等(キッズガード)

職名	氏名または団体名	配置月①	配置月数②	支給総額			年間給与等支給総額⑧ (②*⑥)	寄付金その他収入額⑨	差引額⑩
				謝金③	委託料④	合計⑤			
								合計⑪	

補助基準額⑫	補助所要額⑬	補助金額⑭

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和4年2月1日揭示済み)

公 告

公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和4年1月19日

草津市長 橋 川 渉

1 変更した農業振興地域整備計画の名称
草津農業振興地域整備計画

2 縦覧場所
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

(令和4年1月19日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年1月21日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-141
- (2) 工事名 クレアホール外壁等改修工事
- (3) 工事場所 草津市野路六丁目
- (4) 工事概要 改修工事

内容 外壁、建具等の改修、屋根の防水改修、防音ドアの取付、二重サッシへの改修、風除室の撤去、土間の床上

- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年7月29日まで

- 2 予定価格 83,198,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市西渋川一丁目16番43号

森野設計株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに

該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において建築工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和4年1月21日午前9時から令和4年2月17日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和4年1月21日午前9時から令和4年2月2日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず

着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和4年2月4日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和4年2月18日午前9時から令和4年2月21日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和4年2月22日 午前9時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則に

より行う。

- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

- 21 入札に関する問い合わせ先
草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和4年1月21日揭示済み）

公 告

草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、草津農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

草津市に住所を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する農業振興地域整備計画の変更案について、草津市に対して意見書を提出することができる。

草津市は、意見書が提出された場合、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により意見書の要旨および当該意見書の処理の結果を公告する。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に草津市に書面にてこれを申し出ることができる。

令和4年1月25日

草津市長 橋 川 渉

- 1 変更する農業振興地域整備計画の名称
草津農業振興地域整備計画
- 2 変更する理由
経済事情の変動その他情勢の推移
- 3 縦覧期間
自 令和4年1月25日
至 令和4年2月24日
- 4 縦覧場所
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号
- 5 意見書の提出および異議の申出先
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

（令和4年1月25日揭示済み）

公 告

草津市森林整備計画（案）の公告について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定に基づき、草津市森林整備計画を変更するので、第10条の5第7項の規定において準用する第6条第1項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画（案）に意見がある者は、同法第10条の5第7項の規定において準用する第6条第2項の規定により、縦覧期間の満了する日までに、草津市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和4年1月26日

草津市長 橋 川 渉

1 縦覧する書類

草津市森林整備計画（案）

2 縦覧期間

自 令和4年1月26日

至 令和4年2月25日

3 縦覧場所

草津市役所環境経済部農林水産課

草津市草津三丁目13番30号

4 意見書の提出先

草津市役所環境経済部農林水産課

草津市草津三丁目13番30号

（令和4年1月26日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年1月28日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市新浜町23番地10 猿渡 春夫	草津市矢橋町字馬場960番3 外3筆	343.28㎡	R4.1.28	1580

(令和4年1月28日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和4年1月28日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市玉野浦2番13-B302号 山田 一彰	草津市矢橋町字馬場960番4 外3筆	342.13㎡	R4.1.28	1581

(令和4年1月28日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和4年1月28日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野村二丁目10番26号 ホワイトビル3F 株式会社 smart 代表取締役 小林 俊也	草津市矢倉二丁目字茶屋浦 827番 外4筆	1,099.59㎡	R4.1.28	1582

(令和4年1月28日揭示済み)

公 告

都市計画決定案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画地区計画を次のとおり決定しようとするので、同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに草津市長に意見書を提出することができる。

令和4年1月28日

草津市長 橋 川 涉

- 1 都市計画の種類
大津湖南都市計画地区計画
- 2 都市計画の名称
北山田五条・山田地区計画
- 3 都市計画を定める位置および区域
草津市北山田町の一部、草津市山田町の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
草津市草津三丁目13番30号
草津市都市計画部都市計画課
- 5 縦覧期間
令和4年1月29日（土）から令和4年2月11日（金）まで
- 6 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

(令和4年1月28日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第2号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和4年2月16日（水） 午後3時00分
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和4年2月1日揭示済み)

水道事業管理規程

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年1月17日

草津市長 橋 川 涉

草津市上下水道事業管理規程第1号

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、

「

地積(m ²)	受益者印

」を

「

地積(m ²)

」に

「記入押印」を「記入」に改める。

別記様式第3号中「滋賀銀行草津市役所出張所」を「滋賀銀行草津市役所代理店」に改める。

別記様式第5号および別記様式第8号中「㊟」を削る。

別記様式第10号中「印」を削る。

別記様式第12号中「滋賀銀行草津市役所出張所」を「滋賀銀行草津市役所代理店」に改める。

別記様式第13号中

「

氏名	印
----	---

」を

「

氏名

」に

改め、「※印欄は記入しないこと。」を削る。

別記様式第14号中「印」を削る。

付 則

(施行期日)

- この規程は、令和4年1月17日から施行する。
(経過措置)
- この規程の施行の際現にある改正前の草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和4年1月17日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に基づき告示する。

令和4年1月17日

草津市長 橋 川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
水道料金、公共下水道使用料、その他地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】 しがぎん代理店株式会社 【住所】 滋賀県大津市浜町1-38	令和4年1月17日から 令和4年3月31日まで

(令和4年1月17日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第3号

草津市指定下水道工事店の営業所の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第12条第4号の規定により告示する。

令和4年2月1日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 294 マコト建設株式会社

	新	旧	異動年月日
営業所	近江八幡市友定町320番地1	守山市守山町151番地1	令和4年1月18日

(令和4年2月1日揭示済み)

